

## 指定地域密着型サービス事業者の指定について

## (4) 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (社会福祉法人弘道福祉会)

- 1 事業主体
- ・法人名称 社会福祉法人弘道福祉会
  - ・法人所在地 守口市金田町四丁目5番16号
- 2 サービスの種類 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
- 3 事業所の名称 茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガール
- 4 事業所の所在地 茨木市太田東芝町2番9号  
東圏域
- 5 事業開始年月日 令和2年11月1日
- 6 利用者数 入所定員 29人 (10人×2ユニット、9人×1ユニット)
- 7 構造及び面積 鉄骨造 5階建 (3階・4階部分)
- ・居室面積 14.19㎡～27.67㎡ × 29室  
(基準上必要な面積1室あたり 10.65㎡以上)
  - ・共同生活室の合計面積 123.81㎡  
(基準上必要な面積 58.00㎡)
- 8 従業者 ※管理者のみ本体施設管理者と兼務し、本体施設に配置。
- 管理者 1名 (常勤1名、短期入所及び通所介護と兼務)
  - 医師 1名 (非常勤1名、短期入所と兼務)
  - 生活相談員 1名 (常勤1名、短期入所及び通所介護と兼務)
  - 看護職員 2名 (常勤1名、短期入所と兼務)  
非常勤1名、短期入所と兼務)
  - 介護職員 12名 (常勤専従11名、常勤兼務1名)
  - 栄養士 1名 (常勤1名、短期入所と兼務)
  - 機能訓練指導員 1名 (常勤1名、短期入所及び通所介護と兼務)
  - 介護支援専門員 1名 (常勤兼務1名)
- 9 事業運営規程 別紙のとおり
- 10 食費 1,500円/日
- 11 居住費 3,000円/日
- 12 事業者の経歴 平成16年3月に社会福祉法人大阪弘道会 (平成21年4月に社会福祉法人弘道福祉会に名称変更) を設立し、平成17年5月に茨木市大字安威で茨木特別養護老人ホームラガールを開設しており、サテライト型居住施設として令和2年11月1日から茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガールを開設予定。
- 同一建物で、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、(介護予防)短期入所生活介護、(介護予防)認知症対応型共同生活介護、(介護予防)小規模多機能型居宅介護、通所介護、通所介護相当サービスを運営予定。
- 13 その他 AEDは建物内に1台設置

参考

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護設備基準

- ・居室：1の居室の定員は、1人とする  
※入所者1人当たり床面積は10.65㎡以上
- ・共同生活室：各ユニット入居定員×2㎡以上
- ・洗面設備及び便所  
※居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数
- ・浴室：要介護者が入浴するのに適したものとすること。
- ・廊下幅は1.5m以上 ただし、中廊下の幅は1.8m以上

補足

サテライト型居住施設は、本体施設と密接な連携を確保しつつ、本体施設とは別の場所で運営される指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。また、本体施設とは、サテライト型居住施設と同じ法人により設置され、当該施設に対する支援機能を有する指定介護老人福祉施設、指定地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院又は病院若しくは診療所をいう。

本体施設とサテライト型居住施設との間の距離は、通常交通手段を利用して、おおむね20分以内で移動できることを目安とする。

本体施設である茨木特別養護老人ホームラガール（大字安威）からサテライト型居住施設である茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガール（太田東芝町）までは、車で約15分の距離であるので、サテライト型居住施設として認められる。

指定地域密着型サービスの指定について

(地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護事業者の指定申請)

名称		茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガール	
		地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護人員・設備・運営基準	可否
事業内容		<ul style="list-style-type: none"> <li>特別養護老人ホーム(入所定員が29人以下であるものに限る)であって、地域密着型施設サービス計画に基づいて、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。</li> </ul>	○
人員基準	管理者	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域密着型介護老人福祉施設の職務に従事する常勤の者であること。ただし、地域密着型介護老人福祉施設の管理上支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所、施設等又は本体施設の職務に従事することができる。</li> </ul>	○
	従業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>医師:健康管理及び療養上の指導を行うために必要な数(サテライト施設では置かないことができる。)</li> </ul>	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>生活相談員:常勤1人以上(サテライト施設では常勤換算方法で1以上。)</li> </ul>	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>ユニットリーダー:ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置</li> </ul>	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>介護職員及び看護職員:総数は常勤換算方法で、入所者の数が3又はその端数を増すごとに1以上、うち看護職員は1以上</li> <li>※介護職員のうち1人以上は常勤</li> <li>※看護職員のうち1人以上は常勤(サテライト施設では常勤換算方法で1以上。)</li> </ul>	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>昼間:ユニットごとに常時1人以上の介護職員又は看護職員を配置</li> </ul>	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>栄養士:1以上(サテライト施設では置かないことができる。)</li> </ul>	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>機能訓練指導員:1以上(サテライト施設では置かないことができる。)</li> <li>介護支援専門員:1以上(サテライト施設では置かないことができる。)</li> </ul>	○
設備基準	共通基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けること。</li> <li>※訪問系サービス以外の全てのサービスが対象</li> </ul>	○
	個別基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>居室</li> <li>※1の居室等の定員は、1人とする</li> <li>※入所者1人当たり床面積は10.65㎡以上</li> <li>※ブザー又はこれに代わる設備を設けること。</li> </ul>	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>共同生活室</li> <li>※入居定員×2㎡以上</li> </ul>	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>洗面設備及び便所</li> <li>※居室ごとに設けるか、又は共同生活室ごとに適当数設けること。</li> </ul>	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>浴室</li> <li>※要介護者が入浴するのに適したものとする。</li> </ul>	○
		<ul style="list-style-type: none"> <li>医務室(サテライト施設では設置義務なし。)</li> <li>※医療法第1条の5第2項に規定する診療所</li> </ul>	—
<ul style="list-style-type: none"> <li>廊下幅</li> <li>※1.5m以上 ただし、中廊下の幅は1.8m以上</li> </ul>	○		
運営基準	共通基準	<ul style="list-style-type: none"> <li>非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うこと。</li> <li>運営推進会議を設置すること。</li> </ul>	○
			○

注:○は申請内容が指定基準を満たしていることを示す。

地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護  
茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガール運営規程

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人弘道福祉会が設置する茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガール（以下「施設」という。）の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、地域密着型介護老人福祉施設の円滑な運営管理を図るとともに、入所者の意思及び人格を尊重し、入所者の立場に立った適切な指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅における生活への復帰を念頭に置いて、入所前の居宅における生活と入所後の生活が連続したものとなるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入所者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営むことを支援するものとする。

2 施設は、入所者の意思及び人格を尊重し、常にその者の立場に立って指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供するよう努めるものとする。

3 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、市町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保険施設その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

4 前3項のほか、「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」（平成24年12月10日茨木市条例第46号）に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 茨木太田地域密着型特別養護老人ホームラガール
- (2) 所在地 茨木市太田東芝町2番9号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 施設には次の従業者を置く。

- (1) 管理者 1名（常勤）

施設の従業者の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。管理者に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた従業者が管理者の職務を代行する。

- (2) 医師 1名（非常勤）

入所者の診療及び施設の保健衛生の管理指導に従事する。

- (3) 生活相談員 1名（常勤）

入所者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入所者又は身

元引受人（家族等）の相談に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行う。

(4) 看護職員 2名（常勤1名、非常勤1名）

医師の診療補助及び医師の指示を受けて入所者の看護、施設の保健衛生業務に従事する。

(5) 介護職員 12名（常勤12名、うち1名介護支援専門員と兼務）

入所者の日常生活の介護、相談及び援助業務に従事する。

(6) 管理栄養士 1名（常勤）

入所者に提供する食事の管理、入所者の栄養指導に従事する。

(7) 機能訓練指導員 1名（常勤）

入所者の機能回復、機能維持及び予防に必要な訓練を行う。

(8) 介護支援専門員 1名（常勤、介護職員と兼務）

施設サービス計画の原案を作成するとともに、必要に応じて変更を行う。

(9) 事務員 1名（常勤）

施設の庶務及び会計事務に従事する。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従業者を置くことができる。

（定員）

第5条 施設の定員は29名とする。

2 ユニット数及びユニットごとの入所定員は次の各号に掲げるとおりとする。

一	ユニット数	3ユニット	
二	ユニットごとの入所定員	内訳	1ユニット 10名
			2ユニット 10名
			3ユニット 9名

（施設サービスの内容）

第6条 施設で行う指定介護福祉施設サービスの内容は次のとおりとする。

- (1) 施設サービス計画の作成
- (2) 入浴
- (3) 排泄
- (4) 離床、着替え、静養等の日常生活上の世話
- (5) 機能訓練
- (6) 健康管理
- (7) 相談、援助

（利用料等）

第7条 指定介護福祉施設サービスを提供した場合の利用料の額は、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省公示第126号）によるものとし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各入所者

の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。(以下、「厚生労働大臣が定める基準」と総称する。)

- 2 法定代理受領以外の利用料については、厚生労働大臣が定める基準の額とする。
- 3 施設は、前項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを受けることができるものとする。
  - (1) 食事の提供に要する費用  
朝食300円/回、昼食600円/回、夕食600円/回
  - (2) 居住に要する費用 3,000円/日
  - (3) 特別な居室の提供に要する費用 2,000円/日
  - (4) 特別な食事の提供に要する費用 実費
  - (5) 理美容代 実費
  - (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護福祉施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、入所者に負担させることが適当と認められるものについては実費を徴収する。
- 4 前項(1)及び(2)については、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載された負担限度額を徴収する。
- 5 介護福祉施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入所者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用に関し事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。
- 6 法定代理受領サービスに該当しない指定介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定介護福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を入所者に交付するものとする。

#### (要介護認定に係る援助)

- 第8条 施設は、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめることとする。
- 2 施設は、入所の際に要介護認定を受けていない入所申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、入所申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう、必要な援助を行うものとする。
  - 3 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入所者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前には行われるよう必要な援助を行うものとする。

#### (入退所に当たつての留意事項)

- 第9条 施設は、入所申込者が入院治療を必要とする場合その他入所申込者に対し自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講ずることとする。
- 2 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居

宅においてこれを受けることが困難な者に対し、指定地域密着型介護老人福祉施設サービスを提供するものとする。

- 3 施設は、入所申込者の入所に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努めるものとする。
- 4 施設は、入所者の心身の状況、その置かれている環境等に照らし、その者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかについて、第4条に定める従業者の間で協議し、定期的に検討するものとする。
- 5 施設は、入所者の心身の状況、置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入所者に対し、入所者及びその家族の希望、入所者が退所後に置かれることとなる環境等を勘案し、入所者の円滑な退所のために必要な援助を行うものとする。
- 6 施設は、入所に際しては入所の年月日並びに入所している介護保険施設の種類及び名称を、退所に際しては退所の年月日を、当該者の被保険者証に記載するものとする。

(非常災害対策)

第10条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対処する計画を作成し、防火管理者又は火気・消防等についての責任者を定め、年2回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(衛生管理等)

第11条 施設は、入所者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療機器の管理を適切に行うこととする。

2 施設は、当該施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないよう必要な措置を講じる。

(協力病院等)

第12条 施設は、入院治療を必要とする入所者のために、あらかじめ、協力病院を定める。

2 施設は、あらかじめ、協力歯科医療機関を定めておくよう努めるものとする。

(個人情報の保護)

第13条 施設は、入所者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2 施設が得た入所者又は家族の個人情報については、施設での介護福祉施設サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については入所者

又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(苦情処理)

- 第14条 施設は、提供したサービスに係る入所者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じることとする。
- 2 施設は、提供したサービスに関し、法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び入所者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。
- 3 施設は、提供したサービスに関する入所者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う介護保険法第176条の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合には、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うよう努めるものとする。

(地域との連携等)

- 第15条 施設は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。
- 2 指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供に当たっては、入所者、入所者の家族、地域住民の代表者、茨木市の職員又は事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下、この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね2月に1回以上、運営推進会議に対しサービスの提供状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。
- 3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

(緊急時等における対応方法)

- 第16条 施設は、サービス提供を行っているときに、入所者の病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は施設が定めた協力医療機関に連絡するとともに、管理者に報告する。また、主治医への連絡が困難な場合は、救急搬送等の必要な措置を講じるものとする。
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損



害賠償を速やかに行うものとする。

(虐待防止に関する事項)

第17条 施設は、入所者の人権の擁護・虐待の防止等のため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待を防止するための従事者に対する研修の実施
- (2) 入所者及びその家族からの苦情処理体制の整備
- (3) その他虐待防止のために必要な措置

2 施設は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入所者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる入所者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

(身体拘束)

第18条 施設は、入所者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、当該入所者又は他の入所者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合には、身体拘束の内容、目的、理由、拘束の時間、時間帯、期間等を記載した説明書、経過観察記録、検討記録等記録の整備や適正な手続きにより身体等の拘束を行う。

2 施設は、身体的拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- 一 身体的拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を3月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図るものとする。
- 二 身体的拘束等の適正化のための指針を整備する。
- 三 介護職員その他の従業者に対し、身体的拘束等の適正化のための研修を定期的の実施する。

(その他運営に関する留意事項)

第19条 施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後6ヵ月以内
- (2) 継続研修 月1回

2 従業者は業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た入所者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 施設は、介護福祉施設サービスに関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。

5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人弘道福祉会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、令和2年11月1日から施行する。